

申請に必要な書類一覧（個人）

		詳 細	様 式
<input type="checkbox"/> 1	補助金交付申請書（電気自動車等）	-	<input checked="" type="checkbox"/> 様式第1号
<input type="checkbox"/> 2	申請者・使用者を確認する書類	<p>以下の中からいずれか1点【個人番号（マイナンバー）の記載のないもので、市内に在住していることがわかるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の写し（住所変更等の記載事項がある場合は裏面も必要） ・印鑑登録証明書の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの） ・住民票の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの） ・マイナンバーカードの写し（表面のみ） <p>【外国籍の申請者の場合は、上記書類に代えて下記の書類を提出】</p> <p>住民票記載事項証明の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの）</p> <p>※正式な外国語表記、日本語による表記、通称名と通称名のふりがなの記載があるもの</p>	-
<input type="checkbox"/> 3	購入者、購入車両及び購入価格等が確認できる書類	○注文書、契約書、請求書等の写し	-
<input type="checkbox"/> 4	補助対象車両を確認する書類	○自動車検査証記録事項の写し	-
<input type="checkbox"/> 5	車両代金の支払いを確認する書類	<p>3の書類の支払総額と下記書類の金額が一致すること（組み合わせ可）</p> <p>例. 現金支払い分：領収書、ローン契約分：ローン契約書</p> <p>○領収書、銀行が発行する振込証明書（振込金受取書等）の写し</p> <p>※宛名（申請者名）、金額、購入車両名、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの</p> <p>【リース契約の場合】</p> <p>○今後全額支払いすることが明記されているリース契約書等の写し</p> <p>【所有権留保付ローンを利用して購入した場合】</p> <p>○領収書の写し</p> <p>※領収書の発行がない場合は、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等の写し</p> <p>※車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛てであること</p> <p>※申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること</p>	-
<input type="checkbox"/> 6	市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する書類	<p>○市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの）</p> <p>※交付申請書の中で、市税等の課税状況及び納税状況の照会が行われることについて同意する場合は提出不要</p>	-
<input type="checkbox"/> 7	補助金の振込先を確認できる書類	<p>○通帳等の写し</p> <p>※金融機関名・店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかるもの</p>	-
<input type="checkbox"/> 8	購入金額の全てを下取車の価格で充当した場合にのみ提出する書類	<p>○下取車在庫証明書</p> <p>※査定士が適正下取価格であることを認めたもの</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 様式第8号
<input type="checkbox"/> 9	要綱第8条第4項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類	<p>○再エネ電力利用による追加交付申請書（電気自動車等）</p> <p>○電力契約書もしくは利用明細書（申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの）の写し</p> <p>※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 様式第9号
<input type="checkbox"/> 10	環境価値の譲渡にご賛同いただける場合に提出する書類	○「EVラボ」入会届及びその他必要な書類	「EVラボ」入会届

1～7は必須。8～10は、該当ある場合のみ。